

# 船舶事故調査報告書

平成22年7月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 衝突  |
| 発生日時  | 平成21年5月1日 15時30分ごろ  |
| 発生場所  | 熊本県上天草市湯島港8号防波堤北灯台から真方位113° 1.95海里（M）付近（概位 北緯32° 35.2′ 東経130° 22.1′）  |
| 事故調査の経過   | 平成21年5月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 瀬渡船 <sup>こうふく</sup> 幸福丸、2.3トン<br>293-32580熊本、個人所有<br>7.33m(Lr)×2.39m×0.82m、FRP<br>ディーゼル機関、102.97kW、平成9年11月<br>B モーターボート さん丸、5トン未満<br>293-18166熊本、個人所有<br>6.50m(Lr)×2.00m×0.55m、FRP<br>ディーゼル機関、44.13kW、昭和61年2月                 |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長 男性 43歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和60年6月20日<br>免許証交付日 平成16年10月18日<br>(平成22年6月19日まで有効)<br>B 船長 男性 71歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成6年3月31日<br>免許証交付日 平成20年6月11日<br>(平成26年3月30日まで有効)                        |
| 死傷者等  | 負傷 2人（A船乗客1人、船長B）   |
| 損傷  | A 右舷舷側き裂<br>B 船首及び船底擦過傷   |
| 事故の経過   | A船は、船長A1人が乗り組み、瀬渡し客2人を乗せ、上天草市野釜漁港 <sup>のがま</sup> に向け帰航を開始した。<br>船長Aは、平成21年5月1日（金）15時17分ごろ湯島港8号防波堤北灯台（以下「北灯台」という。）から100°（真方位、以下同じ。）350m付近で、手動操舵により針路を黒島の南方に向く約112°に定め、速力を約8ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）とし、浮流物を発見しやすいよう船首側の操縦装置の前に立って航行した。 |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
|  | <p>船長Aは、衝突の2分くらい前、燃料節約のため船首部を下げることで、船尾機関室囲壁の上に座っていた瀬渡し客2人に船首方に来るよう求めたところ、1人は船首方に来て船長Aの左方に立ったが、もう1人が来ないので左舷後方を気にしていたことから、右舷側から接近するB船に気付かなかった。</p> <p>A船は、同一針路、同一速力で航行し、船長Aは、衝突直前に右舷後方のB船を認めて右舵一杯としたが、15時30分ごろ、北灯台から113° 1.95M付近で、A船の右舷側とB船の船首とが衝突し、船尾にいた瀬渡し客が転倒して左眼瞼裂傷及び頸椎捻挫を負った。</p> <p>B船は、船長B1人が乗り組み、15時25分ごろ北灯台から154° 2M付近で、手動操舵により針路を黒島の西方に向く約040°に定め、速力約14knで航行した。</p> <p>船長Bは、釣り場を発進するとき、前方を確認して他船を認めなかったことから他船はいないと思い、付近海域は浮流物の多いところであることから、浮流物を発見しやすいよう、いすに腰をかけて操舵室の右舷側から体を出して前方の見張りに当たっていたので、左舷側から接近するA船に気付かなかった。B船は、同一針路、同一速力のまま航行してA船と衝突し、船長Bは、胸部打撲を負った。</p> <p>衝突後、船長Aは、海上保安部へ事故を通報し、B船とともに野釜漁港に入港した。</p> |  |   |
| <p>気象・海象</p>   | <p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好<br/> 海象：波浪はなく、事故発生場所付近には微弱な南流があった。</p>  |  |   |
| <p>その他の事項</p>  | <p>A船は、レーダーを装備していたが故障していた。<br/> B船は、レーダーを装備していなかった。<br/> B船は、以前に事故発生場所付近海域で浮流している竹等に接触してプロペラを曲損したことがあった。</p>  |  |   |
| <p>分析</p>  | <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は南東進中、B船は北東進中、A船とB船が、上天草市天草上島北方沖において、互いに相手船の接近に気付かずに航行したため、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、燃料節約のために船首方に来よう求めていた船尾の瀬渡し客に注意を払い、左舷後方を見ていたため、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、浮流物を発見しやすいよう操舵室の右舷側から体を出して前方の見張りに当たっていたため、左舷側からのA船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>   | <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は南東進中、B船は北東進中、A船とB船が、上天草市天草上島北方沖において、互いに相手船の接近に気付かずに航行したため、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、燃料節約のために船首方に来よう求めていた船尾の瀬渡し客に注意を払い、左舷後方を見ていたため、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、浮流物を発見しやすいよう操舵室の右舷側から体を出して前方の見張りに当たっていたため、左舷側からのA船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> |
| <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は南東進中、B船は北東進中、A船とB船が、上天草市天草上島北方沖において、互いに相手船の接近に気付かずに航行したため、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、燃料節約のために船首方に来よう求めていた船尾の瀬渡し客に注意を払い、左舷後方を見ていたため、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、浮流物を発見しやすいよう操舵室の右舷側から体を出して前方の見張りに当たっていたため、左舷側からのA船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>   |  |   |
| <p>原因</p>  | <p>本事故は、天草上島北方沖において、A船が南東進中、B船が北東進中、船長Aが、左舷後方を見ていて、B船の接近に気付かず、また、船長Bが操舵室の右舷側から体を出して見張りを行い、左舷側から接近するA船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考え</p>   |  |   |

られる。